

全国一般 闘争情報

78
2005.4.25

東京都千代田区
三崎町 3-5-6
造船会館 5F

TEL 03-3230-4071
FAX 03-3230-4360

2005年4月23日

全国一般第2回中央闘争委員会（第6回中央執行委員会）決定

2005 夏季 闘争 方針

・情勢の特徴

1. 2005 春闘での特徴と中小企業の実態

- (1) 05 春闘では過去最高レベルの業績を上げながらも上場企業（大手企業）の多くがベースアップ要求を断念し、業績回復分を昨年に引き続き一時金に求めるものとなった。それでも大手の場合、中小とちがい定昇は確保されているが、われわれ中小では定昇も賃金テーブルもない職場が多く、要求をし、それを勝ち取る以外には賃金は上がらない。
昨年を上回る納得のできる回答を得られずに 05 春闘を終えるならば大手との格差は一段とひろがることになる。
- (2) グローバル化による世界的な規模で人とモノの移動がすすみ競争が一段と激化している。そのなかで、職場では低賃金・労働強化の実態にあり、組合無視・組合つぶしといった「何でもありの攻撃」が強まっている。中小企業においては、原材料の高騰と製品単価の下落に加え、親会社からの単価切下げや銀行の貸し渋り・貸し剥がしによる厳しい経営実態も依然としてつづいている。
- (3) 改善されたとはいえ 4.7%の高い失業率（総務省 3 月末発表）はつづき、生活苦を理由とした自殺者の増大、生活保護世帯 100 万突破、勤労世帯の可処分所得 6 年連続のマイナスなど、あらゆる統計が示すように小泉構造改革のもとで勤労国民の生活は悪化の一途をたどっている。
全国一般が毎年取り組んでいる賃金・労働条件・雇用、家計の実態調査でも明らかのように中小労働者、全国一般の組合員の生活は年々厳しくなっており、我慢は限界にきている。
- (4) こうしたなかであって、賃金引き上げで格差是正・安心して生活できる賃金・労働条件を確保するために精力的な闘いを展開していかなければならない。
全国一般は 4 月末決着をめざしながら早期決着にむけて全力をあげて取り組んでいく。それでも闘いが 5 月段階へと突入する未解決職場においては、各地本が一層の指導力を持って、組織の総力をあげて早期解決に取り組んでいく。
また、生活権確保のための日常的な職場や地本での活動を強めるとともに、年収アップをはかる夏季一時金闘争にも春闘の闘いの教訓や総括を活かしながら全組合員参加の

もとで運動を強化していく。

2. 憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守る闘いの強化に向けて

今年には戦後・被爆から60年をむかえた。小泉政権誕生以降、自衛隊の海外派兵が強行され、教育基本法改悪の動きや侵略戦争を美化し歴史を歪める教科書の文科省の検定合格、小泉首相による靖国神社の参拝が繰り返しておこなわれるなど反動が強められてきた。

また、憲法改悪の動きも顕在化し、5年前に衆参両院に「憲法の理念が実現されているかどうか否か、どう活かしたらいいのかを原因と責任、実現方策等を客観的に検証すること」を目的として設置された憲法調査会は、いつしか改憲の方向へとむかうなか、今年4月には両院の調査会で最終報告書がまとめられた。これにより、憲法改正国民投票法案の国会上程の動きは急速にすすみ重大な局面を迎えるものとなった。

われわれは、こうした動きを許さず、職場・地域、院内外での取り組みをさらに強化しながら、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守る闘いに全力を上げなければならない。

・夏季一時金闘争の要求と課題

1. 夏季一時金

(1) 主要製造業の主な産別構成組織の回答状況

(年間一時金・加重平均)

| 月数集計 | (2005 回答) | (昨年実績) |
|-------|-------------|-------------|
| 自動車総連 | 5.40 カ月 | 5.27 カ月 |
| 電機連合 | 4.70 カ月 | 4.25 カ月 |
| 基幹労連 | 4.94 カ月 | 4.77 カ月 |
| 額 集 計 | (2005 回答) | (昨年実績) |
| 自動車総連 | 2,153,494 円 | 1,197,421 円 |
| 電機連合 | 1,400,168 円 | 1,207,103 円 |
| 基幹労連 | 1,426,962 円 | 1,202,964 円 |

(季別・夏冬型の夏分一時金・加重平均)

| 月数集計 | (2005 回答) | (昨年実績) |
|-------|-------------|-----------|
| 自動車総連 | 2.69 カ月 | 2.10 カ月 |
| 電機連合 | 2.34 カ月 | 2.26 カ月 |
| 基幹労連 | 2.46 カ月 | 2.30 カ月 |
| 額 集 計 | (2005 回答) | (昨年実績) |
| 自動車総連 | 1,199,646 円 | 385,000 円 |
| 電機連合 | 696,763 円 | 668,816 円 |
| 基幹労連 | 709,547 円 | 647,899 円 |

(2) 夏季一時金3カ月以上の獲得

JCをはじめとする大手産別は、ベア要求を断念する一方で、一昨年から業績反映を基本賃金からさらに一時金に求める動きとなっている。「過去最高レベルの業績」とのなか、自動車や電機をはじめとして昨年実績を上回る回答が出されている。大手企業の収益回復には、雇用の削減などのリストラ効果と下請け関連へのコストダウンなど、中小の犠牲をともなうものとなっている。そのなかで、大手と中小との格差もさらに広がっている。

全国一般が取り組んだアンケート調査では、「一年前と比べて生活の変化」について

56.8%が「生活が苦しくなった」と答えており、年齢が高くなればなるほど生活の苦しさを訴える組合員の比率は高くなっており、貯金の切り崩し、借金をしながら何とか生活を維持している現状にある。

そうしたなかにあって、「月々の賃金の後払い」である一時金は、生活維持のための年収として大きな割合を占め、ローン返済や月々の家計の赤字補填に欠かせない重要な賃金となっている。年収と実質賃金を確保していくために、夏季一時金3ヵ月要求の獲得をめざして闘いを強化し取り組んでいく。

- (3)長期不況と価格競争、大手企業からの一方的な取引単価の引下げなど、中小企業は厳しい経営実態に置かれている。それは構造的なところからきていものが大きい。そのなかで、「成果」「業績」を上げようといくら一職場、一企業が懸命になっても売上は上がらない。そうした点から、業績連動方式賃金制度には全国一般は強く反対していく。

大手との格差がさらに拡大している現状を踏まえながら、その改善に向けた職場闘争と政策・制度の取り組みに全力を上げていく。

2. 2005 春闘未解決要求の前進

(1)統一要求の前進に向けた取り組み

春闘での未解決の職場改善のための統一要求については、継続した粘り強い要求と取り組みによって実現をはかっていく。

とくに、定年延長・継続雇用については、「高年齢者雇用安定法」が改正され、65歳までの継続雇用が義務化され2006年4月1日施行となった。ただし、中小企業で5年、大手企業で3年間は労使協定で、それが整わない場合は就業規則をもって希望者全員を対象としなくてもよい、との経過措置処があるが、全国一般は法の趣旨である「希望者全員」の継続を求め取り組みを行っていく。

- (2) 労働条件の変更・雇用確保に関する事前協議・同意約協定締結の要求の取り組みの前進をめざしていかなければならない。

企業の経営実態や企業グループ・取引先実態を日常的に把握するとともに、労働債権確保に関する協定「退職金増額や中退共(中小企業退職金共済制度)加入による保全制度など」の点検と見直しを重点課題として、取り組みをすすめていく。

3. 組織拡大・強化のとりくみ

全国一斉労働相談ピラによる組織化活動は、駅頭・団地・集合住宅での一斉配布や組合員が自分の居住地区に配布するなど「組合員一人、一行動、一任務」の取り組み、新聞折込といった様々な形で実施された。

また、全国一般ホームページからの労働相談やEメール相談も多く寄せられ、未組織の組織化が展開されている。そのなかで、突然の解雇や一方的な労働条件の引き下げなどの相談や、企業にとって使い勝手の良いパート・派遣など「非正規雇用労働者」への雇用形態の見直しをともなう労働問題が増加してきている。これらの相談をしっかりと丁寧に対応するとともに、組織化の窓口を精力的に広げながら、労働行政改善への働きかけも強めていくことが必要である。

第58回定期全国大会の運動方針や05春闘方針で確認した「一人ひとりが加盟する個人加盟型の組織」の立ち上げと「組織拡大委員会」の設置を全地本が実践し、組織拡大を積極的に取り組んでいく。

4. 争議組合支援

破産法・民事再生法による倒産闘争、組合つぶしを目的とする解雇・差別・脱退攻撃

など不当労働行為の闘いが、地労委・中労委・地裁・高裁の場と地域・職場で地本指導のもと展開されている。そのなかで、争議解決が図られ新たな労使関係の確立にむけた努力もされている。

争議は権利闘争の最前線であり、争議職場の闘いを組合員が実体験することで労働者の権利を再学習し、職場活動家を作り上げていく機会となる重要な闘いの場でもある。

争議職場の仲間を地本全体で包み、夏季一時金闘争と同時に物販・カンパ活動を組織し、あらゆる支援活動を積極的に取り組んでいく。

・ 要求基準と闘いの日程

夏季一時金の要求基準と闘争戦術日程は次の通りとする。

| | |
|---------|-------------------|
| 夏季一時金要求 | 3カ月以上 |
| 統一要求日 | 6月 3日(金) |
| 統一回答指定日 | 6月10日(金) |
| 支給日 | 7月上旬 |
| 闘いのヤマ場 | 6月中・下旬にかけて地本単位で設定 |

以上